

2005(平成 17)年度 基本事業目的評価表

基本事業名 11204 性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援

評価者 健康福祉部こども家庭室 室長 成松 英範
059-224-2271

政策・事業体系上の位置づけ

政策：一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現
 施策：112 男女共同参画社会の実現
 施策の数値目標：男女共同参画意識普及度

基本事業の目的

【誰、何が(対象)】

配偶者等から暴力を受けている人が

【抱える課題やニーズは】

被害についての相談、身の安全の確保や自立支援を求めている。

という状態を

【どのような状態になることを狙っているのか(意図)】

身近なところでDV(夫や恋人等からの暴力)に対する相談や支援を受けている

という状態にします。

【その結果、どのような成果を実現したいのか(結果=施策の目的)】

県民一人ひとりが性別にとらわれず、生き方や価値観を尊重し合いながら、社会のあらゆる分野で共に参画している

基本事業に関する各種データ

2005 年度 基本事業に関する実績データ一覧	
基本事業の数値目標達成状況	必要概算コスト対前年度
達成	増加

基本事業目標項目及びコスト

		2003	2004	2005	2006
DV防止市町村ネットワーク設置率 (%) [目標指標]	目標		10	40	100
	実績	2.9	13.6	48.5	

11204 性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援

必要概算コスト(千円)		174,182	165,352	171,509	178,072
予算額等(千円)		122,691	120,531	123,812	134,383
概算人件費(千円)		51,491	44,821	47,697	43,689
所要時間(時間)	所要時間合計(時間)	12,173	10,932	11,662	10,682
	所管所属分(時間)	1,831	3,008	3,130	3,130
	関係機関分(時間)	10,342	7,924	8,532	7,552
人件費単価(千円/時間)		4.23	4.10	4.09	4.09
必要概算コスト対前年度(千円)			-8,830	6,157	6,563

数値目標に関する説明・留意事項

DVの防止に関し、初期相談の実施や周知・啓発などに市町村や関係機関が一体となって地域ぐるみで取り組む「DV防止市町村ネットワーク」の設置市町村の割合。2005年度については、2006年度の目標を踏まえ、児童虐待との関係にも留意しつつ、市町村に対して適切に支援していきます。

基本事業の評価

2005年度を振り返っての評価

【これまでの取組と成果、成果を得られた要因と考えられること】

2002年4月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、県女性相談所を配偶者暴力相談支援センターと位置付け、ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談・支援を行いました。

配偶者からの暴力の防止等に関係する機関が情報や意見の交換を行う「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を開催し、連携をはかりながら被害者の保護や支援を行いました。

地域DV防止会議を9保健福祉部全てに設置し、周知・啓発と地域での取組を進めました。

県として、DV防止及び保護・支援基本計画を策定しました。

県民の方々に対してDV対応指導者講習会を開催しました。

【残った課題、その要因と考えられること】

県の基本計画に沿って、被害の未然防止から保護・自立支援までの様々な取組を展開する。支援したいという県民の方々等の思いを統合し、具体化を図るためのシステムを構築する。

他の施策等への貢献

DV防止法の周知と取組強化のため、生活部、警察、市町村等と連携します。

基本事業の展開

2006年度 施策から見たこの基本事業の取組方向		
注力	総括室長の方針・指示	見直しの方向
↑	「県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」に基づき関係機関の連携と住民・団体との協働を図り、相談・保護・支援等の体制を確実に整備していくこと。	改善する

評価結果を踏まえた2006年度の取組方向

- 基本計画に沿って、県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）、男女共同参画センター、県警察本部、福祉事務所等が連携を図り相談業務を充実するとともに、DV防止法の周知に努めます。
- DV被害そのものを防止するため、性にに基づく差別や暴力のない社会の実現にむけ、関係機関等と連携を深め啓発に努めていきます。
- 地域のDV防止会議において事例検討を通じて専門性を高め、より適切な対応を進めます。
- 市町村での取組強化により、早期発見や適切な助言が行えるよう市町村職員、NPO等を対象に活動者の養成を行うとともにDV防止市町村ネットワーク設置を進めます。
- 被害者支援の幅を広げる観点から、民間の資源を調整するシステムを構築します。
- DV被害には児童虐待を伴うものが多く見られることから、児童相談所との連携を行います。

2006年度 構成する事務事業間の戦略（注力、見直しの方向）（要求額：千円、所要時間：時間）

事務事業	要求額	対前年	所要時間	対前年	注力	見直しの方向	貢献度合	効果発現時期
	事業概要				室長の方針・指示			
A 女性相談事業費	106,072	6,431	3,666	0	↑	改善する	直接的	即効性
	要保護女子やドメスティック・バイオレンスの被害者等宿所のない女性を一時的に保護し身の安全をはかるとともに、自立のための支援等を行う。				女性相談所における相談支援の充実を進めること。			
B DV相談員等配置事業	21,906	1,480	3,024	-643	→	改善する	間接的	即効性
	女性の悩みや不安に関する相談に応じたり、配偶者からの暴力被害者に対して助言・支援、心的ケアを行うための職員「婦人相談員」や「心理療法担当職員」を配置する。				研修や心理的なケアなど相談員に対する効果的な支援を行うこと。			
C DV対策基本計画推進事業	3,264	1,446	1,948	-685	→	改善する	直接的	中期的
	配偶者からの暴力を防止し被害者を保護し、自立を支援していくため、関係機関による連携強化、周知・啓発等を行う。				基本計画を推進するため、多様な主体の参画を含めて支援の厚みを増やすこと。			
D（重）地域住民や市町村によるDV防止取組支援事業	2,205	1,064	1,374	348	→	改善する	間接的	中期的
	DV（配偶者等からの暴力）は被害者の多くが女性であり、個人の尊厳を害するものであるとともに、男女共同参画社会実現の妨げとなっていることから、防止に向けた活動や相談・支援などの取組を行う必要がある。このうち、初期的な相談や助言、早期発見・通告などは被害者に身近な地元関係者や市町村において行われることが効果的であるため、こうした支援者を養成するためのセミナーを開催し、地域におけるDV防止の取組促進に向けた支援を行う。				研修内容の改善などを通じて、支援者の資質向上に努めること。			

11204 性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援

E 女性に対する暴力防止総合推進事業	936	150	670	0		改善する	間接的	中期的
	夫婦など親しい間柄の暴力も犯罪であるという認識を深めるとともに、改正DV防止法の趣旨の徹底を図るため、セミナーを開催する。また、被害の未然防止や軽減に向けた気づきや自立につながる講座等を実施する。				セミナー等の内容について、必要な改善を図ること			
F UD（ユニバーサルデザイン）のまちづくり展開事業（再掲）	5,710	208	4,500	343		改善する	間接的	中期的
	県民へのユニバーサルデザインの理念の普及と活動の地域展開を図るため、市・町、団体、民間事業者、県民と協働し、UDのまちづくりの実現を目指した取組を進めます。				市町・UDアドバイザー団体等と協働で事業を進めること。			
G 周産期医療システム構築事業（再掲）	13,598	-1,486	1,000	0		改善する	間接的	中期的
	地域において妊娠、出産から乳幼児にいたる、高度で専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制の整備をはかり、安心して子どもを産み、育てることのできる環境づくりを推進する。				ネットワークシステムについて、必要な見直し、改善を行うこと。			
H 健やか親子支援事業（再掲）	4,479	931	11,000	440		改善する	間接的	即効性
	「健やか親子21」の課題である 妊娠出産の安全性と快適さの確保や不妊への支援等 子どものこころとからだの健やかな発達 安心できる小児保健医療体制の整備 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進等の諸問題について協議し、県民運動として取り組む。				親子支援の観点から、県において行うべきことを更に整理すること。			
I 不妊相談・治療支援事業（再掲）	35,756	-7,455	1,915	500		改善する	直接的	中期的
	不妊に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において検査や治療、医療機関の情報提供やカウンセリング等を行う。また、特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成する。				新たな上乗せ支給の制度を円滑に開始すること。			
J ヘルシーピープルみえ・21推進事業（再掲）	6,327	1,527	7,372	-1,113		改善する	間接的	中期的
	三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、全ての県民が幸福感を持ち、暮らせることを目指し、そのための環境を整備する。				中間評価結果を踏まえ、産業保健との連携やたばこ対策に重点をおいて進めること。			
K こころのネットワークづくり事業（再掲）	6,515	-224	11,800	-401		改善する	間接的	中期的
	社会問題となっているこころの健康について、身近でこころの健康づくりをサポートできる人を養成し、学校、職域等との連携を強化することによって、こころの危機に対するサポートネットワークを構築する。				リスナー指導者の養成を進めること。特に、企業との連携を図り、企業の中にメンタルヘルスサポーターを養成し、うつ対策や自殺予防対策を進めること。			
L 母子及び寡婦福祉資金貸付金（再掲）	203,148	-5,606	1,955	0		改善する	直接的	中期的
	母子家庭の母等の経済的自立の助成と生活の安定のため、および扶養している児童の福祉を増進するための資金を貸し付ける。				適切に貸付を行うとともに、未収金の回収にも努めること			
M 母子自立支援員設置事業費（再掲）	19,716	1,611	1,356	0		改善する	間接的	中期的
	母子家庭および寡婦の身上相談に応じ、必要な指導を行う母子自立支援員を設置する。				母子自立支援員の資質向上に努めること。			

11204 性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援

N 母子福祉協力員活動費（再掲）	3,254	770	335	0		改善する	間接的	中期的
	母子家庭および寡婦の福祉に関する実情の把握を行い、各種の相談に応じる。				母子福祉協力員の一層の協力が得られるようにすること。			
O 母子福祉センター運営委託事業費（再掲）	9,481	697	150	0		改善する	間接的	中期的
	母子家庭および寡婦の自立促進をはかるため、母子福祉センターの運営を三重県母子寡婦福祉連合会に委託して行う。				指定管理者制度の導入により、より母子家庭の自立の促進に寄与すること。			